

記入例

(裁判離婚の場合)

離婚届

令和 年 月 日届出

提出の際に当日の日付を記入してください。

長 殿

戸籍に記載される「離婚日」は審判等が確定した日になります。



枠外に届出人(申立人)の捨印をお願いします。

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

令和 年 月 日	午前 午後	時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	
不交際	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通 知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	
不交際	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通 知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	<input type="checkbox"/> マ
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	
送付	年 月 日	
確認	通知	

(1) 氏 名	夫 よしだ こうたろう	妻 よしだ おつこ		
生 年 月 日	平成2年4月1日	平成2年9月1日		
住 所	静岡県吉田町	静岡県牧之原市		
(住民登録をして いるところ)	住吉87番地 番 号	静波447番地 番 号		
(よみかた)	よしだ こうたろう	よしだ おつこ		
世帯主 の氏名	吉田 甲太郎	吉田 乙子		
(2) 本 籍	静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 番			
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名 吉田 甲太郎			
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 吉田 よし吉	続 き 柄 二 男	妻の父 榛原 牧太郎	続 き 柄 二 女
母	吉田 よし子		母 榛原 牧子	
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input checked="" type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 9 月 1日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定			
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> は 〇もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 静岡県牧之原市静波447番地 番 筆頭者 の氏名 榛原 牧太郎			
(5) 未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子 吉田 丙助 平成28年 9月 から 令和元年 9月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)			
(6) 同居の期間				
(7) 別居する前の 住 所	番地 番 号			
(8) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 31にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9) 夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
(10) 届 出 人 署 名 押 印	夫		妻 吉田 乙子	
事件簿番号	住所を定めた年月日		連絡先	
	夫 年 月 日		電話 080-1111-2222	
	妻 年 月 日		自宅・勤務先[]・携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

裁判離婚の場合、証人欄及び裁判の申立人でない側の署名・押印は不要です。
調停等の調書もしくは審判書及び確定証明書を提出時に添付してください。
届出地と本籍地が異なる場合は、戸籍謄本も必要になります。
開庁時間中に届出人本人が提出する場合は、本人確認をさせていただきます。
免許証等の用意をお願いします。
記載内容によって、後日役場から連絡をさせていただく場合がございます。
必ず連絡先の電話番号を記入してください。

〇には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→婚姻中の氏(この場合は「吉田」)を離婚届出後も名乗る場合、この欄には何も書かないでください。別の届書が必要になります。

→同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の〇のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の〇のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

↑子どもの養育費・面会交流について、提出する段階で決まっている方にチェックしてください。